

第5節 人材の養成確保

1 医師

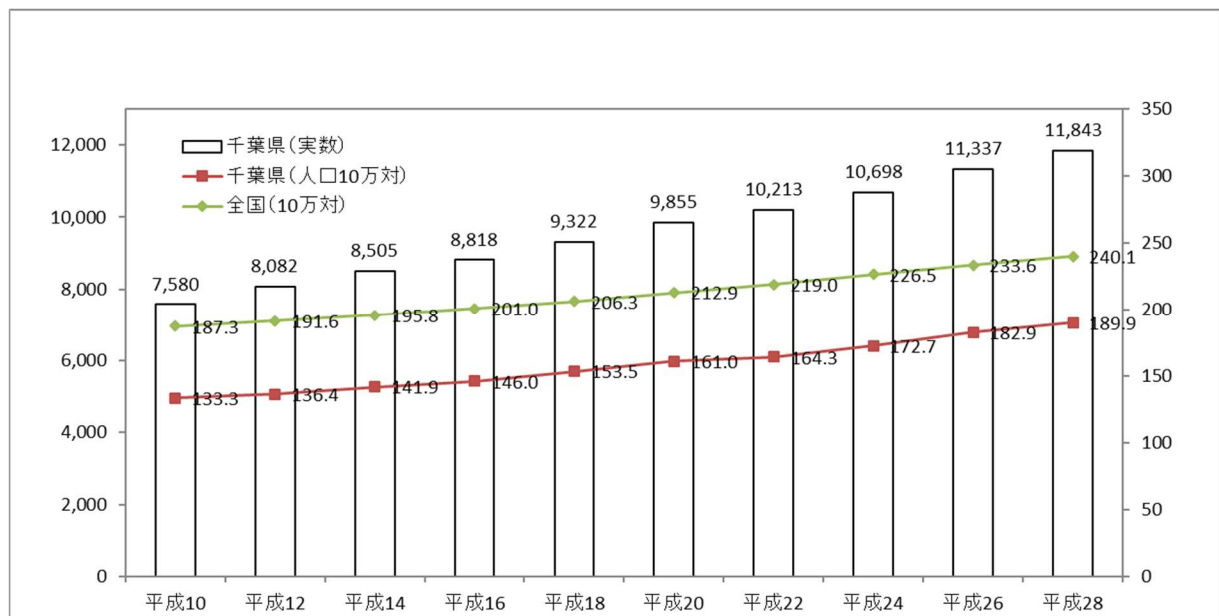
(ア) 施策の現状・課題

本県の医療施設従事医師数は、平成28年末現在、全国で8番目に多い11,843人となっています。しかしながら、人口10万対では189.9人となっており、全国平均の240.1人を大きく下回っています。

初期臨床研修制度*の導入に伴う大学病院の医師派遣機能の低下や、病院勤務医の過酷な勤務実態、医師の価値観の多様化や専門医志向等の要因により、県内の一部の自治体病院でも深刻な医師不足が生じています。

また、産科や小児科などの診療科においては、診療科の休止・廃止が見られ、救急医療の現場でも、二次救急の弱体化や救急搬送の長時間化といった課題も生じています。

図表 2-1-5-1-1 医療施設従事医師数の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

図表 2-1-5-1-2 主たる診療科別の医療施設従事医師数

		総数	内科	小児科		精神科	外科	整形 外科	産婦人科 ・産科		麻酔科	救急科
医師 数 (人)	千葉県	11,843	2,275	654		624	595	873	459		334	169
	全国	304,759	60,855	16,937		15,609	14,423	21,293	11,349		9,162	3,244
人口 10万対	千葉県	189.9	36.5	10.5	85.8*	10.0	9.5	14.0	7.3	35.4*	5.4	2.7
	全国	240.1	47.9	13.3	107.3*	12.3	11.4	16.8	9.0	43.6*	7.2	2.6
	順位	45位	42位	44位	44位*	39位	40位	43位	42位	46位*	38位	13位

※「小児科」「産婦人科・産科」の人口10万対の右欄は、それぞれ、「15歳未満」「15～49歳女子」人口10万人当たりの数値

資料：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

初期臨床研修制度については、平成30年3月現在、県内36箇所の病院が臨床研修病院*（基幹型・大学附属病院）に指定され、初期臨床研修医*を受け入れています。

平成22年4月以降の研修開始者については、都道府県ごとに募集定員の上限枠が設けられたため、臨床研修病院によっては募集定員の減員を余儀なくされる場合もあるなどの課題も生じています。

さらに、出産、育児、介護等の負担を担う医師が医業と両立できるよう、柔軟かつ多様な勤務体制（短時間勤務・時差出勤など）の導入や施設内保育環境の整備等、ワークライフバランスに配慮した就労環境づくりの必要性が高まっています。

図表 2-1-5-1-3 千葉県内の臨床研修病院



(イ) 施策の具体的展開

〔医師の養成・確保対策の推進〕

- 従来から自治医科大学に毎年2名又は3名の学生を送り、地域医療に従事する医師の養成・確保に努めています。
- 地域医療に従事する人材を確保するため、大学医学部の定員増加に併せて、医学生に対する修学資金の貸付け、また、県外大学医学生のUターンを促すための貸付けを行うなど、将来地域で活躍できる技術、能力を備えた医師の養成・確保を図ります。
なお、修学資金の貸付けに当たっては、事業の効果的な運用を図るため、対象者を本県出身者に限定した上で、キャリア形成プログラム*に基づいて行ってまいります。
- 地域医療支援センター*の強化を図り、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保を支援する事業（地域医療支援センター事業等）を実施します。
- 県内の医療関係団体や大学、臨床研修病院等との協働により、県内で初期臨床研修・専門研修*を受ける医師の確保や、修了後の県内就業を促進するための取組み、県内医療従事者への医療技術研修の提供や情報発信等を推進することとし、地域医療介護総合確保基金を活用して「千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター」を設置・運営します。
- 地域医療に必要な、幅広い疾患を総合的・継続的・全人的に診療する能力をもった、総合診療専門医など、新たな専門医*の養成・確保に努めます。
- 新たな専門医制度*により、県内の医師の地域偏在及び診療科偏在など、地域医療に支障が生じないように、県内の医療関係団体や大学、基幹施設、市町村等と必要な情報共有、確認、検討を行います。
- 県医療審議会に設置した医療対策部会や、臨床研修病院等で構成する「医師臨床研修制度等連絡協議会」において、医師の効果的な確保・配置対策を検討します。
また、医師確保対策については、国の制度によるところが大きいことから、あらゆる機会をとらえて抜本的な対策を講じるよう国に働きかけを行ってまいります。

〔医師の偏在解消対策〕

- 千葉県地域医療支援センターでは修学資金制度などの活用により、以下の点に留意しつつ、地域偏在の改善を図ります。
 - 医師のキャリア形成に関する知見を得ることや、重複派遣の防止など医師確保の観点から大学（医学部・附属病院）と十分連携します。
 - 修学資金受給者については、医師が不足する地域（※）等に一定期間の勤務を義務付けることとします。
 - 特定の開設主体に派遣先が偏らないように配慮します。
 - ※医師不足地域
 - ・ 県内過疎市町（平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする。）
 - ・ 二次医療圏単位の10万対医師数が全国平均値を下回る地域
 ただし、医師の需給推計に係る新たな指標が示された場合には見直しを行います。
- 小児科、産科などの特に医師確保の厳しい診療科については、修学資金制度や処遇改善に取り組む医療機関への補助制度などの活用により、重点的に対策を講じます。
- 限られた医療資源の中で、各二次保健医療圏内の診療所や病院等の医療機関の具体的な役割分担を明確化し、急性期*、回復期*等の段階に応じた循環型の医療連携システムを構築します。これにより、医療機関にとって効率的な医療提供体制の整備を進め、病院勤務医や規模の大きな病院に集中しがちな負担を軽減するよう努めます。

〔女性医師等の定着促進・再就業支援対策〕

- 育児と仕事を両立できる働きやすい職場づくりに取り組む医療機関への助成、いったん離職した医師の職場復帰に向けた再就業先のあっせんや復職研修の実施を通し、女性医師等の定着や再就業を促進します。

（ウ）施策の評価指標

指 標 名	現状	目標
初期臨床研修修了者の県内定着率	50.8% (平成29年3月修了者)	80.0% (平成35年3月修了者)
医療施設従事医師数（産科・産婦人科）（15～49歳女子人口10万対）	35.4人 (平成28年)	39人 (平成34年)
医療施設従事医師数（小児科）（15歳未満人口10万対）	85.8人 (平成28年)	97人 (平成34年)

2 歯科医師

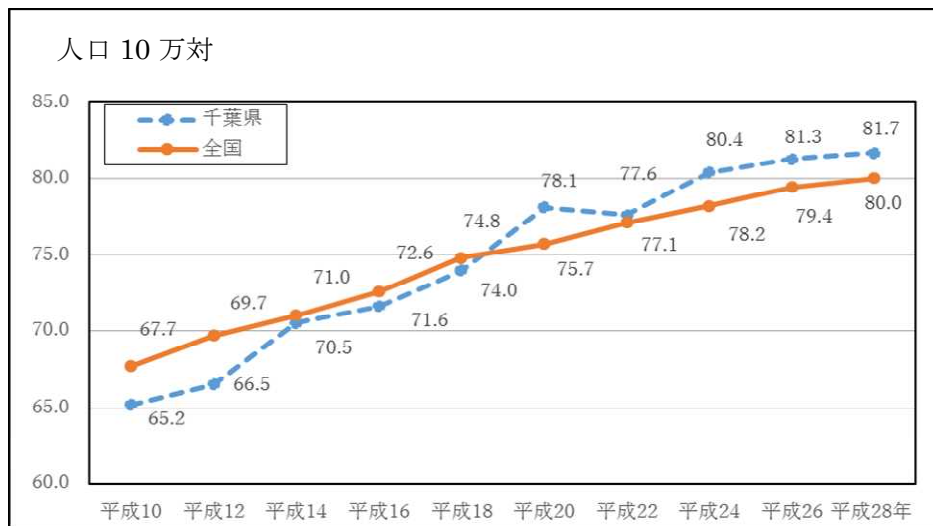
(ア) 施策の現状・課題

本県の医療施設従事歯科医師数は、平成28年末現在、5,095人であり、人口10万対では81.7と、全国平均80.0を上回っています。

診療に従事しようとする歯科医師については1年間の臨床研修が必修となって、平成29年4月現在、県内の研修施設（単独型・管理型）として16箇所の医療機関が指定されています。

口腔ケア*が誤嚥性肺炎*の発症予防につながることなど、口腔と全身の健康との関係が広く指摘され、入院患者等に対する医科歯科連携の推進が求められる中、周術期*の口腔機能管理や在宅歯科医療を担う歯科医師の養成や資質の向上が求められています。

図表 2-1-5-2-1 医療施設従事歯科医師数の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

(イ) 施策の具体的展開

〔高齢者等の歯科治療のための研修会の充実〕

- 高齢者・心身に障害のある人・がん患者等の有病者の歯科治療については、従来の歯科医療に加えて、口腔機能の維持、改善に係る総合的かつ専門的な知識の習得が必要であることから、関係機関との協力のもと研修会の充実に努めます。
- 認知症の人やその家族を適切に支えるため、早期の段階における診断、治療と適切な対応が図られるよう、歯科医師認知症対応力向上研修を行います。

〔臨床研修の充実〕

- 臨床研修の水準を向上させるため、その適切な運営の確保に努めます。

〔在宅歯科医療を担う歯科医師の養成〕

- 増加する要支援・要介護認定者の歯科保健医療の確保を図るため、在宅歯科医療を担う歯科医師の養成に努めます。

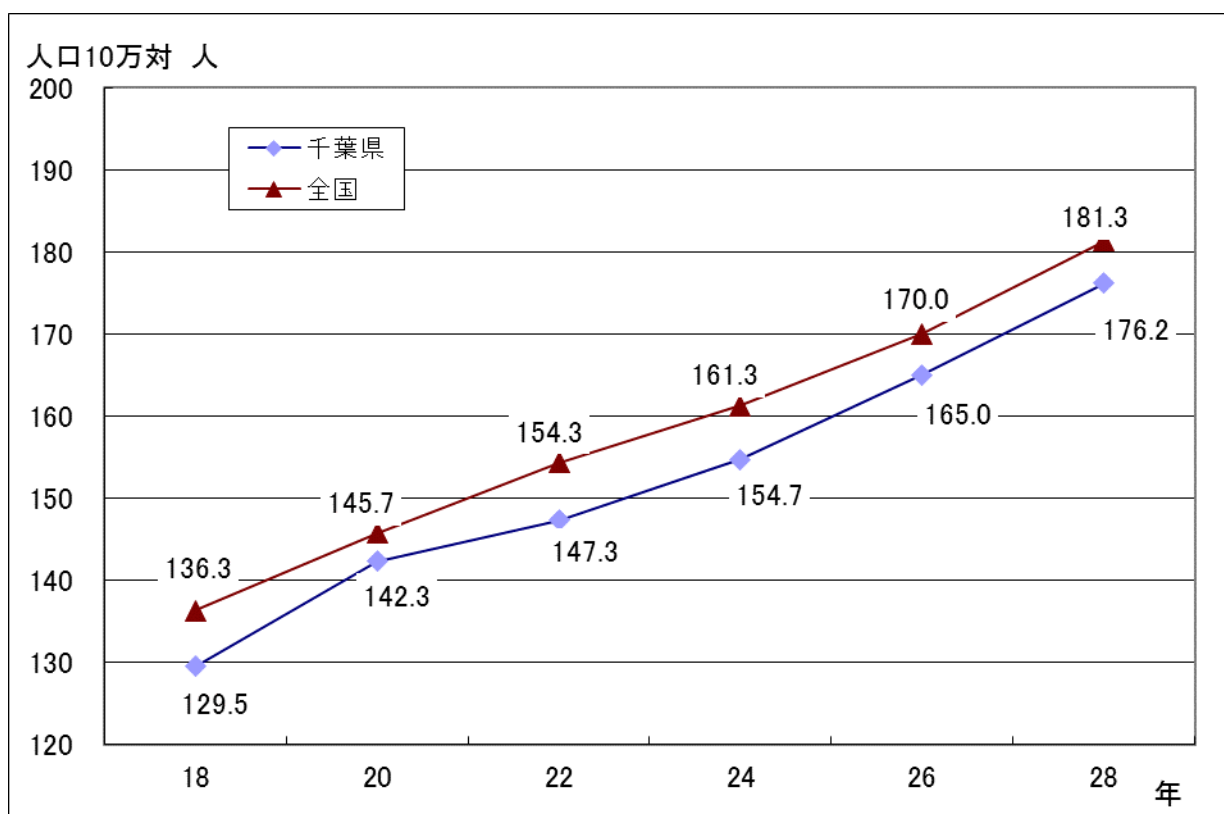
3 薬剤師

(ア) 施策の現状・課題

本県の薬剤師数は、平成28年末現在、13,556人であり、人口10万対では217.4人と、全国平均237.4人を下回っています。

医療機関及び薬局に従事する薬剤師は、10,987人で全体の80%を占め、人口10万対では176.2人と、全国平均181.3人を下回っています。

図表 2-1-5-3-1 薬局・医療施設従事薬剤師数の推移



地域包括ケアシステム*における薬剤師の役割に対応するため、薬剤師の安定的な確保と資質の向上が一層必要となっています。また、就労する薬剤師の地域的な偏在がみられ、新たな薬剤師の確保が困難な地域があります。

今後の超高齢社会においては、医療、看護、介護等が一体となった在宅医療体制を構築することが必要であり、薬剤師もより高度な知識・技能を修得し、地域医療に参画することが求められています。

このような中、薬剤師自身は、高い職業意識と倫理観を持ち、常に自己研鑽に励み、最新の医療及び医薬品等の情報に精通するなど専門性を高めていくことが必要です。

患者・住民が、安心して薬や健康に関する相談に行けるようにするためには、患者の心理等にも適切に配慮して相談に傾聴し、平易でわかりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の存在が不可欠であり、かかりつけ薬剤師には、こうしたヘルスコミュニケーション能力が求められています。

薬学教育6年制では、医療機関や薬局での実務実習が必要なことから、その受入体制を整備することが必要です。

(イ) 施策の具体的展開

〔研修制度の充実〕

- 医薬品の開発技術の進歩等により多様化する医薬品に対応するために最新の医療及び医薬品等に関する専門的な情報の習得を図るとともに、患者に平易でわかりやすい情報提供・説明できるヘルスコミュニケーション能力を向上させるため、関係機関との協力のもと研修会等の充実に努めます。

併せて、多職種と共同で実施する研修を推進し、医療機関等との連携強化に努めます。

〔専門・認定薬剤師の育成〕

- 近年、薬物療法が複雑化し、医薬品の効能効果を得るとともに副作用の発現を極力減少させることができるよう医薬品の専門家として、一層の配慮が求められています。そのために、高度化した薬物療法に対応できる専門・認定薬剤師*の育成を支援します。

〔就業の促進〕

- 医薬分業*及び在宅医療の進展に対応するため、薬剤師の確保が重要であることから、県薬剤師会と協働して、就業を希望する薬剤師に対し、就業に役立つ情報の提供や必要に応じて研修を実施し、就業を促進します。

〔公益活動の実施〕

- 薬物乱用防止活動やスポーツ選手の不注意によるドーピング防止活動等に関する薬剤師の積極的な取組みを促進します。

〔薬学部学生の医療機関等における実習受入体制の整備〕

- 医療機関や薬局での実務実習が義務付けられていることから、千葉県薬剤師会及び千葉県病院薬剤師会が実施する実習生の受入事業を支援します。

(ウ) 施策の評価指標

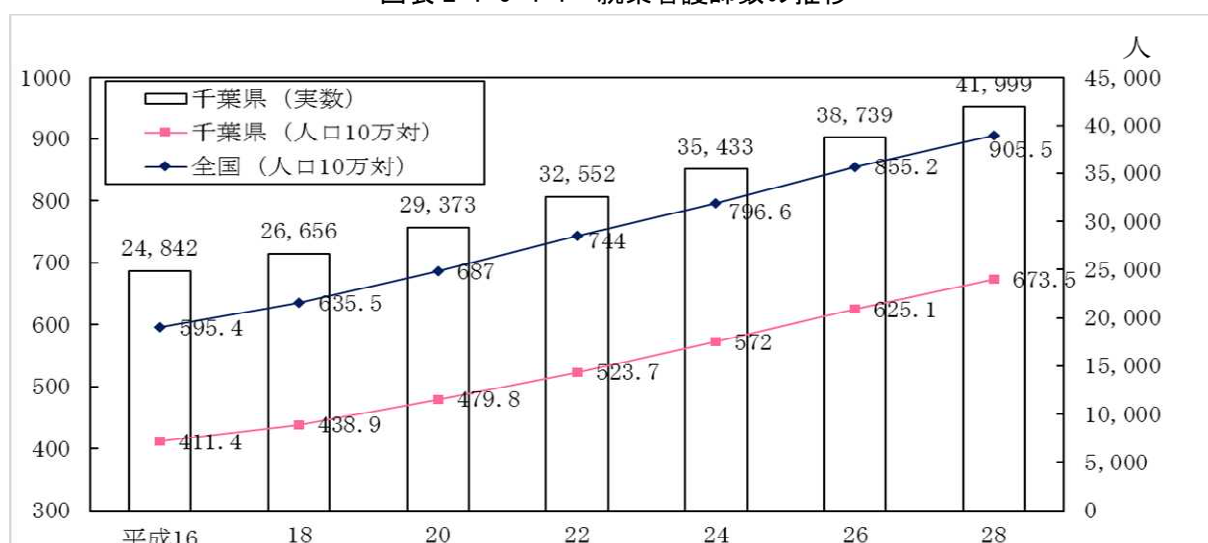
指 標 名	現状（平成28年）	目標（平成34年）
薬局・医療施設従事薬剤師数 （人口10万対）	176.2人	全国平均と同水準

4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

（ア）施策の現状・課題

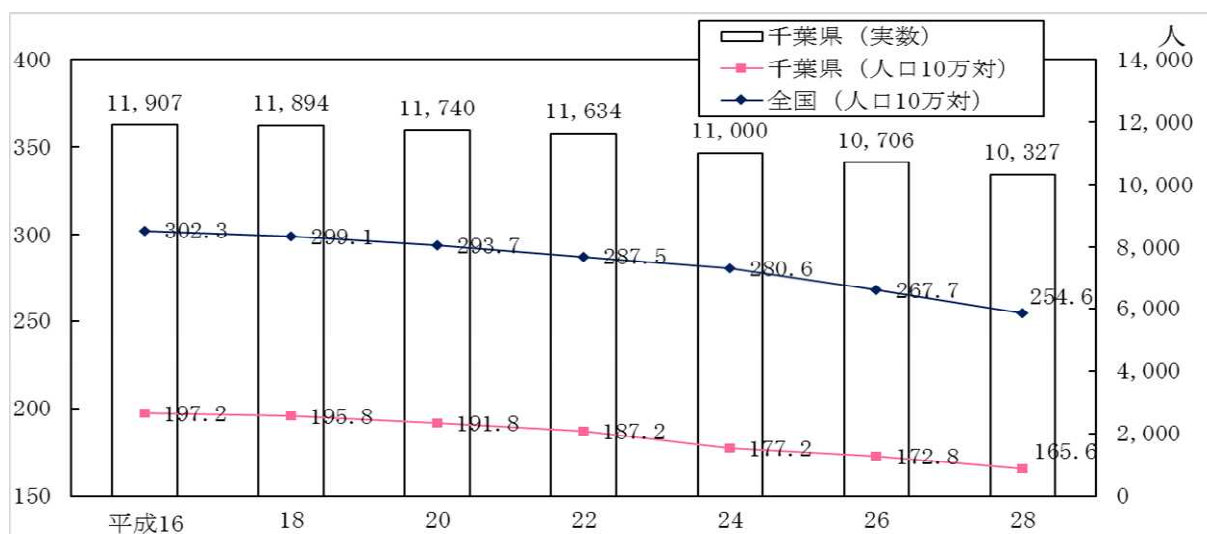
本県の看護職員の就業者数は、平成28年末現在、55,759人であり、職種別では、保健師2,014人、助産師1,419人、看護師41,999人、准看護師10,327人となっています。しかしながら、人口10万対では、保健師32.3（全国40.4）、助産師22.8（同28.2）、看護師673.5（同905.5）、准看護師165.6（同254.6）となっており、本県の就業看護職員数は、全国的に見て低い水準にあります。

図表 2-1-5-4-1 就業看護師数の推移

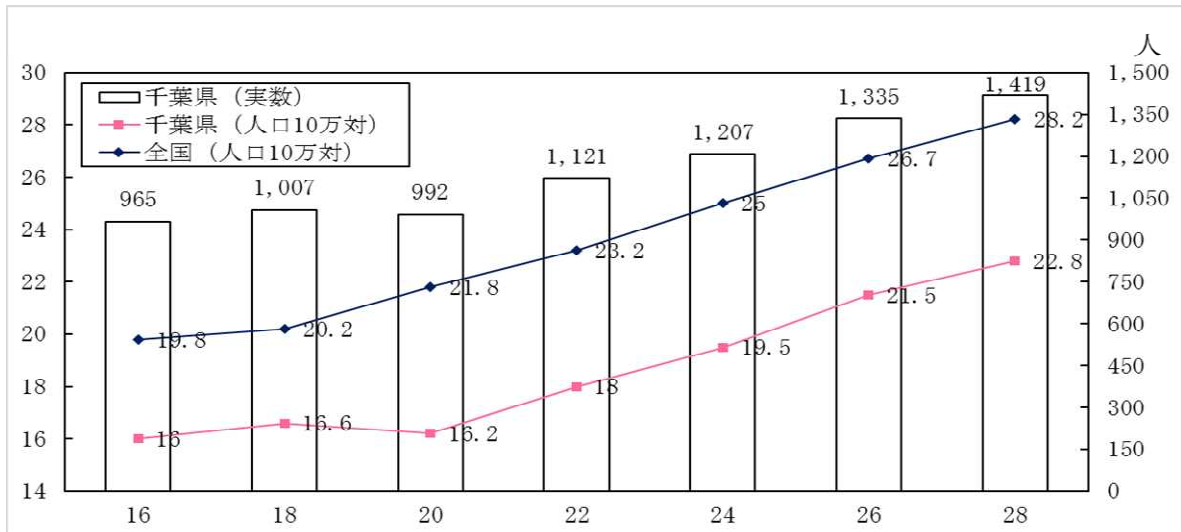


資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

図表 2-1-5-4-2 就業准看護師数の推移

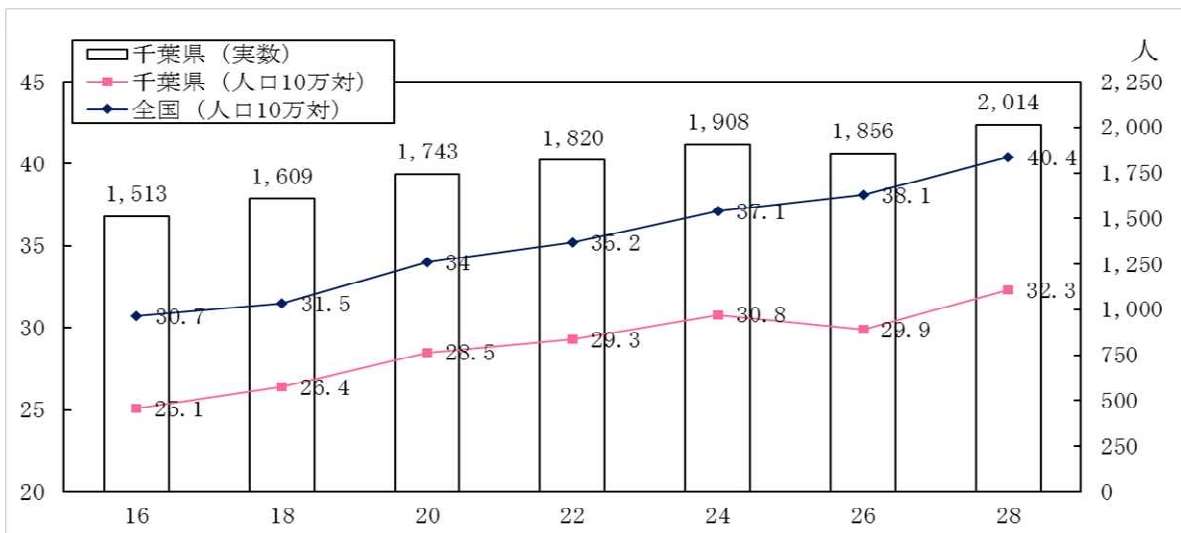


図表 2-1-5-4-3 就業助産師数の推移



資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

図表 2-1-5-4-4 就業保健師数の推移

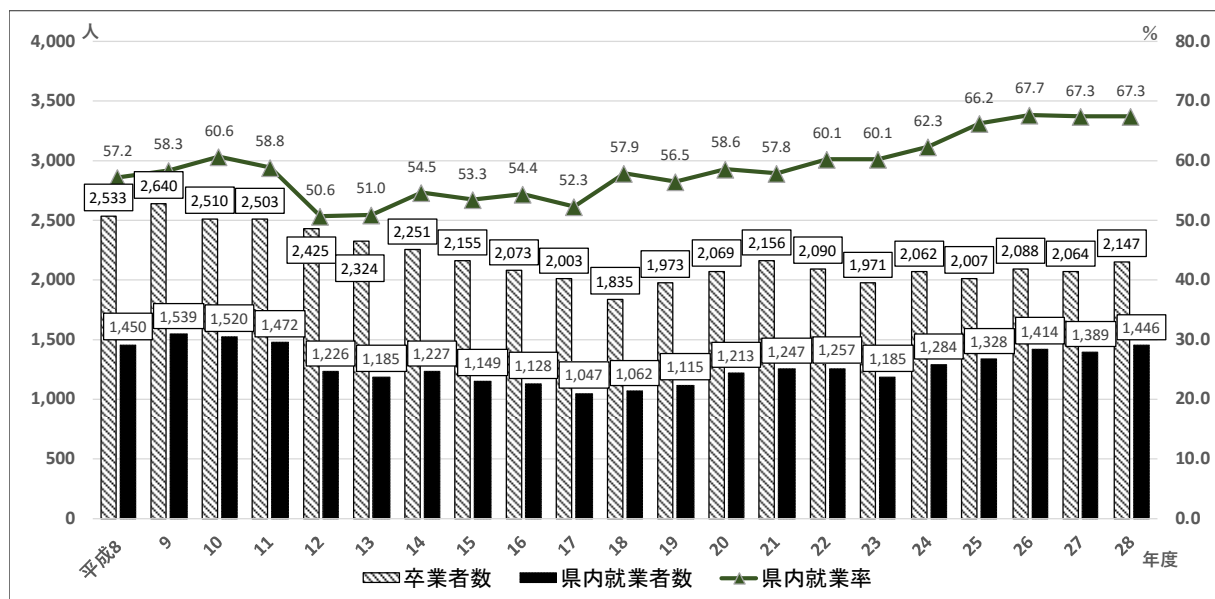


資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

平成29年4月現在、県内の看護師等学校養成所*は41施設、入学定員は2,790人であり、18歳人口が減少する中、学生の確保を図る必要があります。

県内の看護師等学校養成所における卒業生の就業状況を見ると、平成28年度の卒業生数2,147人のうち、県内就業者数は1,446人で、県内就業率は67.3%となっており、より多くの県内就業者を確保する必要があります。

図表 2-1-5-4-5 県内看護師等学校養成所卒業生の就業状況の推移



資料：看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査（厚生労働省）

また、医療機関では、結婚・出産・育児や本人の健康問題などにより離職していることから、離職防止や一旦離職した看護職員の再就業促進を図る必要があります。

さらに、県民が持つ多様な健康づくり・医療・福祉のニーズを総合的にとらえ、関連する職種と連携し、必要なサービスを提供できる看護職員の人材育成を継続的に進める基盤を整備することが必要であることから、看護系大学における優秀な人材育成が求められています。

（イ）施策の具体的展開

〔看護師等の養成確保〕

- 県立養成機関において看護師等の養成を行うとともに、市町村や民間の看護師等学校養成所の入学生確保と運営を支援します。
- 県内就業を促進し、県内定着を図るため、修学資金貸付制度の活用を進めます。
- 看護基礎教育の充実のため、実習教育環境の整備を推進します。

〔離職防止と再就業の促進対策〕

- 看護職員の離職防止を図るため、院内保育*の運営に対する支援を行うほか、千葉県医療勤務環境改善支援センターによる専門アドバイザーの訪問支援や研修会の実施などを通じて、就労環境の改善を進めます。
- 離職者の再就業を促進するため、ナースセンター事業*を強化し、ハローワークとの連携や看護師等の届出制度の情報を基に個々の状況に応じた支援を行い、再就業を促進します。また、職場復帰を容易にするための研修会などを実施します。

〔人材確保と看護に関する普及啓発〕

- 総合的な人材確保を推進するため、確保策のモデルとなる事業や最新の看護情報等を発信し、その普及を図ります。県民の看護に対する理解を深め、看護師等の職業選択・就業継続の啓発活動を進めます。

〔職種別看護職員の資質の向上〕

- 保健師：地域の健康課題の解決に向け、地域性や住民ニーズに応じ、地域ネットワークの構築など地域づくりを推進する保健師の育成を図ります。また、地域看護の専門職として、行政分野において保健に関する政策決定能力の向上を図ります。
- 助産師：助産師教育を充実させ、分娩技術の獲得ほか、次世代育成を支援する助産師の育成を図ります。
- 看護師・准看護師：高度医療に対応するとともに、安全な医療を提供できる確かな看護技術を習得し、医療機関、福祉施設、在宅など、幅広い分野で看護を実践できる看護師・准看護師の育成を図ります。

〔継続教育の支援、研修体制の整備・充実〕

- 看護職員の資質の向上を図るため、新人看護職員の研修やスキルアップのための継続教育の実施を推進します。
また、医療・保健・福祉の連携を推進する人材を育成します。
- 看護現場で質の高いケアを提供する環境づくりを創造する看護管理者、院内助産所*や助産師外来*を運営できる技能を有する助産師の育成を図ります。
- 在宅医療を支えるために、看護師を対象とした研修を実施し、訪問看護師の育成を図るとともに、特定行為研修*修了者を増やすための方策について検討します。

(ウ) 施策の評価指標

指 標 名	現状	目標
看護師等学校養成所 卒業生の県内就業率	67.3% (平成29年3月卒業生)	68.8% (平成36年3月卒業生)
看護職員の離職率	11.7% (平成27年度)	低下を目指します (平成35年度)

5 理学療法士・作業療法士

(ア) 施策の現状・課題

理学療法士*・作業療法士*については、障害発生後の早期リハビリテーションの提供のみならず、回復期*、地域生活期*におけるサービス提供、あるいは介護予防の観点から、その役割はますます重要になっています。

平成28年10月現在、本県の医療施設で就業する常勤換算の理学療法士数は3,255.6人であり、人口10万対では52.2と、全国平均58.5を下回り、作業療法士数は1,541.1人であり、人口10万対では24.7と、全国平均34.6を下回っています。

(イ) 施策の具体的展開

[人材の確保及び資質の向上]

- 高齢化の進展や疾病構造の変化に伴いリハビリテーションへの需要が増加することが予想されるため、今後も理学療法士・作業療法士の養成確保を図り、養成機関等における教育の充実・運営を支援します。
- 急性期*、回復期、地域生活期におけるリハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域における保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化・推進していくことが重要です。このため、地域リハビリテーション*関係機関従事者の協働促進に向けた研修等を理学療法士・作業療法士に対して実施します。

6 歯科衛生士

(ア) 施策の現状・課題

本県の歯科衛生士*の就業者数は平成28年末現在4,965人であり、人口10万対では79.6と、全国平均97.6を下回っています。

歯科診療所勤務の歯科衛生士は4,328人であり、県内歯科診療所数は3,256か所(平成28年10月)なので、一歯科診療所あたりの歯科衛生士は約1.3人です。

市町村に勤務する歯科衛生士は35市町90名(平成29年4月1日現在)ですが、歯科保健事業の充実を図る上で、歯科衛生士の役割は重要であることから、市町村において歯科衛生士の確保を図る必要があります。

また、高齢化の進展により需要が増加している在宅歯科医療等の充実を図るためにも、技術や知識のある歯科衛生士の確保が求められています。

(イ) 施策の具体的展開

〔人材の確保及び資質の向上〕

- 県民に対する保健医療サービスの提供に支障を生じることのないよう、養成機関等の卒業生の県内就業の促進に努めます。
- 市町村の歯科衛生士が歯・口腔保健サービスに果たす役割は大きいことから、市町村等に歯科衛生士の配置を働きかけるとともに、研修会の開催、業務研究集の作成などにより資質の向上を図ります。

〔歯科衛生士の復職支援〕

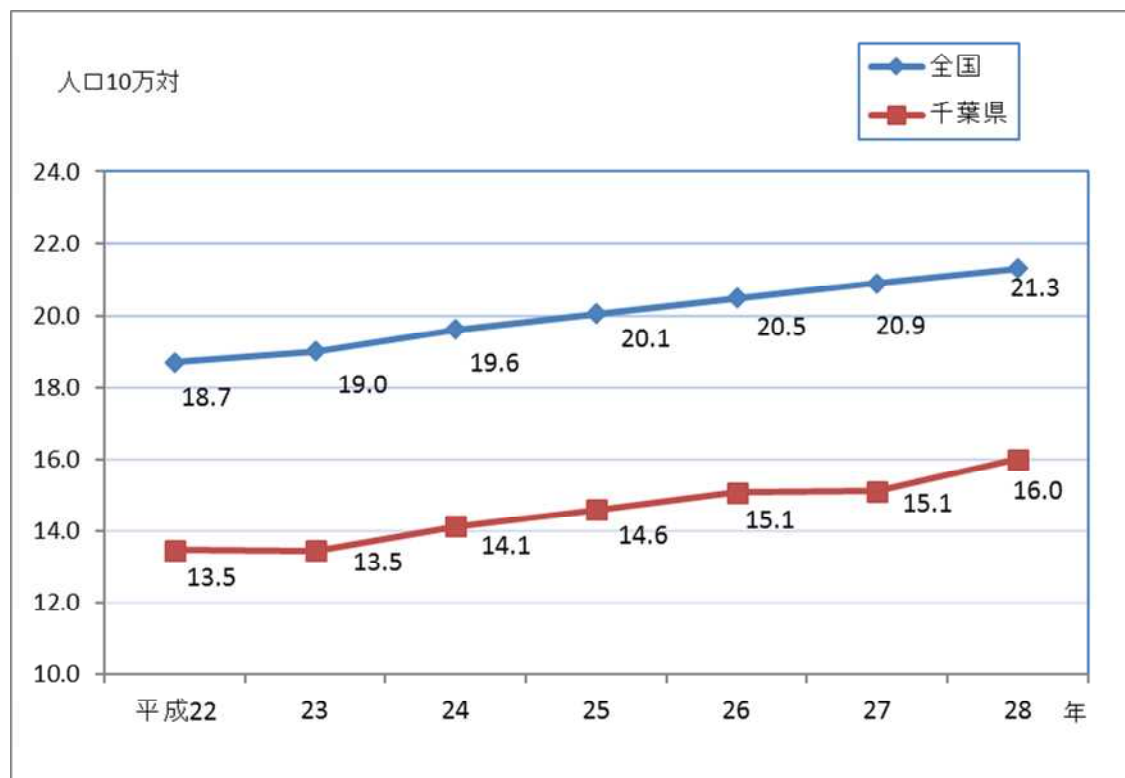
- 在宅歯科医療の充実を図るためにも歯科衛生士の確保が重要であることから、未就業の歯科衛生士に対し、最新の知識と技術を習得するための研修を実施し、復職を支援します。

7 栄養士（管理栄養士）

（ア）施策の現状・課題

本県の医療施設で就業する栄養士（管理栄養士）数は、平成28年10月現在、常勤換算で996.3人であり、人口10万対では16.0と、全国平均21.3を下回っています。

図表 2-1-5-7-1 医療施設従事管理栄養士・栄養士数の推移



県内の全保健所には、栄養指導員として管理栄養士が配置されており、健康増進法やその関連通知に基づき、生活習慣病予防やアレルギー、消化器難病等に対応する病態別栄養指導などを実施しています。

市町村では、生活習慣病予防のための個別指導の充実や、要援護高齢者を対象とした低栄養*予防のための栄養アセスメント*の実施などの幅広い活動が求められています。平成28年6月現在、市町村の健康づくり部署に栄養士（管理栄養士）を配置している市町村は54市町村です。

生活習慣病の発症を予防するためには、県民への適正な生活習慣の実践指導や、生活習慣病予備群に対する栄養指導・生活指導の充実を図ることが重要です。併せて、高齢者への低栄養改善指導*等、地域住民のニーズを的確に捉えた総合的、包括的なサービスを提供するため、管理栄養士・栄養士の資質の向上を図る必要があります。

（イ）施策の具体的展開

〔管理栄養士・栄養士の資質の向上〕

- 行政管理栄養士・栄養士を対象に、専門的、技術的な能力を発揮し、地域保健対策の推進に係る企画調整、計画策定及び事業評価が的確に遂行できる行政能力を養うための研修を実施します。特にライフステージに応じた食育を推進するため、次世代を育む保護者などを対象とした研修や低栄養状態のおそれのある高齢者のための研修などを実施します。

8 その他の保健医療従事者

(ア) 施策の現状・課題

本県の医療施設で就業する言語聴覚士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、介護福祉士等の状況は図表 2-1-5-8-1 のとおりです。

(イ) 施策の具体的展開

〔人材の確保及び資質の向上〕

- 県民に対する保健医療サービスの提供に支障を生じることのないよう、医療施設従事者等の需要と供給の把握に努めるとともに、養成機関等における教育の充実・運営を支援します。

図表 2-1-5-8-1 その他の医療従事者数の状況

	医療施設の従事者数		病院の従事者数		一般診療所の従事者数		歯科診療所の従事者数	
	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国
視能訓練士	282.7 (4.6)	7,732.9 (6.1)	154.2 (2.5)	3,968.2 (3.1)	128.5 (2.1)	3,764.7 (3.0)	- -	- -
言語聴覚士	496.2 (8.0)	14,252.0 (11.2)	477.2 (7.7)	13,493.4 (10.6)	19.0 (0.3)	758.6 (0.6)	- -	- -
義肢装具士	3.1 (0.1)	104.4 (0.1)	2.0 (0.0)	62.5 (0.0)	1.1 (0.0)	41.9 (0.0)	- -	- -
歯科技工士	269.2 (4.3)	11,445.3 (9.0)	20.0 (0.3)	712.3 (0.6)	17.1 (0.3)	176.4 (0.1)	232.1 (3.7)	10,556.6 (8.3)
診療放射線技師	2,075.7 (33.5)	50,960.4 (40.1)	1,740.5 (28.1)	42,257.8 (33.3)	335.2 (5.4)	8,702.6 (6.8)	- -	- -
診療エックス線技師	62.7 (1.0)	1,354.5 (1.1)	10.2 (0.2)	179.8 (0.1)	52.5 (0.8)	1,174.7 (0.9)	- -	- -
臨床検査技師	2,468.7 (39.8)	64,080.0 (50.4)	2,064.6 (33.3)	52,961.5 (41.7)	404.1 (6.5)	11,118.5 (8.7)	- -	- -
衛生検査技師	16.9 (0.3)	329.6 (0.3)	6.5 (0.1)	112.6 (0.1)	10.4 (0.2)	217.0 (0.2)	- -	- -
臨床工学技士	1,126.3 (18.2)	23,741.4 (18.7)	777.6 (12.5)	17,918.9 (14.1)	348.7 (5.6)	5,822.5 (4.6)	- -	- -
あん摩マッサージ指圧師	136.3 (2.2)	4,593.8 (3.6)	61.3 (1.0)	1,642.2 (1.3)	75.0 (1.2)	2,951.6 (2.3)	- -	- -
柔道整復師	199.7 (3.2)	4,171.7 (3.3)	12.0 (0.2)	522.9 (0.4)	187.7 (3.0)	3,648.8 (2.9)	- -	- -
精神保健福祉士	351.3 (5.7)	10,504.8 (8.3)	293.3 (4.7)	8,870.1 (7.0)	58.0 (0.9)	1,634.7 (1.3)	- -	- -
社会福祉士	385.4 (6.2)	10,581.6 (8.3)	333.3 (5.4)	9,258.6 (7.3)	52.1 (0.8)	1,323.0 (1.0)	- -	- -
介護福祉士	1,724.3 (27.8)	57,772.5 (45.5)	1,354.5 (21.9)	42,987.9 (33.8)	369.8 (6.0)	14,784.6 (11.6)	- -	- -

* 下段（ ）内は人口10万人当たり従事者数。 * いずれも常勤換算数。

資料：平成26年病院報告（厚生労働省）、平成26年医療施設調査（厚生労働省）